

## 主な用語の説明

- ◎ 「**労働災害**」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、本調査においては、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び感染症は除く。  
なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率・強度率）及び死傷者1人平均労働損失日数で表す。  
本概況における労働災害率は、休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者に限定して算出している。

- ・「**度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

[算出方法]                      度数率＝ 
$$\frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(注) 同一人が2回以上被災した場合には、その被災回数を死傷者数としている（同一人が2回被災した場合の死傷者数は2人となる）。

- ・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

[算出方法]                      強度率＝ 
$$\frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「**死傷者1人平均労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数を死傷者数で除したものをいう。

- ・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

- 死亡…………… 7,500日
- 永久全労働不能…………… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
- 永久一部労働不能…………… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
- 一時労働不能…………… 暦日の休業日数に300/365（うるう年は300/366）を乗じた日数

{

- 死亡…………… 労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
- 永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
- 永久一部労働不能…………… 身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
- 一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表 身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

- ・「**不休災害度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。  
なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関等（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。
- ・「**無災害事業所**」とは、休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

- ◎ この調査の対象者は、調査客体（事業所又は工事現場）の全労働者とした。
- ・「**全労働者**」とは、事業所調査においては、調査対象期間中に調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、当該事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとしたが、他企業への出向者及び請負事業で働く労働者は含めないものとした。なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とした。  
総合工事業調査においては、直用、下請及びその他名称の如何を問わず、調査対象期間中に調査対象工事現場で働くすべての労働者とした。
  - ・事業所の「**常用労働者**」とは、次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するものとした。
    - （ア）期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者
    - （イ）重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者
    - （ウ）事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者
    - （エ）育児・介護休業中の者、病気休業中の者なお、いわゆるパートタイマーであっても上記（ア）～（エ）のいずれかに該当する者は常用労働者とした。